序章 松阪市都市計画マスタープランについて

序-1 松阪市都市計画マスタープラン見直しの背景

(1) 都市計画マスタープラン中間見直しの趣旨

松阪市では、松阪市総合計画に掲げる将来の都市像の実現に向けて、2025(平成37) 年を目標年次とした「松阪市都市計画マスタープラン(以下、「本プラン」という)を平成20年3月に策定し、計画的な都市づくりを進めている。

策定後、少子高齢化に伴う人口減少、地方分権の進行、産業や経済のグローバル化、 想定を超える災害の発生など、社会・経済情勢は大きく変化しており、このような社会 の変化に対応するため、松阪市では、新たな総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦 略を策定した。

また、平成26年8月には、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が施行され、コンパクト+ネットワークの考え方に基づき、市町村が住宅や医療・福祉・商業、公共交通等、居住に関連する施設の立地を一定の区域に適正に誘導するための「立地適正化計画」を策定することとなった。

立地適正化計画は都市全体の観点から、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の 立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランを作成することから、市町村都 市マスタープランの「高度化版」と見なされており、本プランとの整合性を図りながら 作成することが求められる。

このような状況を踏まえ、本プランの中間年次を迎えるにあたり、見直しを行った。

(2) 都市計画マスタープラン中間見直しの視点

① 都市計画マスタープランの現況・課題等の更新

計画策定から 10 年近くの年月が経過し、都市の現況等が大きく変化してきている。 そのため、統計データ等の更新を行うとともに、課題の整理、将来フレームの検証を行い、まちづくりの基本方針の見直しを行った。

また、松阪・嬉野・三雲の都市計画区域の統合、三雲管内への線引き制度の導入や、中部国際空港と松阪港を結ぶ海上アクセス松阪航路の廃止など、平成 20 年3月策定後の動向を踏まえた更新を行った。

② 各種計画における施策や事業の反映

松阪市では、平成 28 年度を初年度とする新しい総合計画や、「豪商のまち松阪」中心 市街地土地利用計画を策定した。

その他の各種計画も含め、計画に位置づけられた施策や事業を整理するとともに、更に横断的な検討を行い、計画へ反映した。

③ 市域全体を見渡した集約型都市構造のあり方の提示

人口の急激な減少と高齢化が進むなか、高齢者や子育て世代にとって、健康で快適に 安心して生活できる環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経 営を実現することが大きな課題となっている。

福祉、交通も含めて都市全体の構造を見直すとともに、高見山地から伊勢湾までの広大な市域を有する松阪市の特徴を踏まえ、本プランと立地適正化計画の役割分担のもと、市域全体を見渡した集約型都市構造のあり方を検討した。

④ 地域主体のまちづくりとの連動

松阪市では、松阪市住民協議会条例を制定し、概ね小学校区を単位として設立される 住民協議会によるまちづくりを推進している。

市内全域にある 43 の住民協議会では、それぞれの地域特性や地域資源、課題などを整理し、その課題の解決方法や将来像を実現する方法などをまとめた「地域計画」を策定し、地域主体のまちづくりが進められている。

本プランの見直しにあたっては、「地域計画」の内容とも整合を図りながら、地域別構想の見直しを行った。

序-2 松阪市都市計画マスタープランの目的

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の2に定められる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、住民に最も身近な立場にある市町村が、市民の意見を反映させながら、地域独自の自然、歴史、生活、文化、産業等の特性を踏まえて、都市の将来像や土地利用の方向、まちづくりの方針等を示した長期的な計画として策定する都市計画の基本的な方針である。

■都市計画法第 18 条の2

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

- 第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府 県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

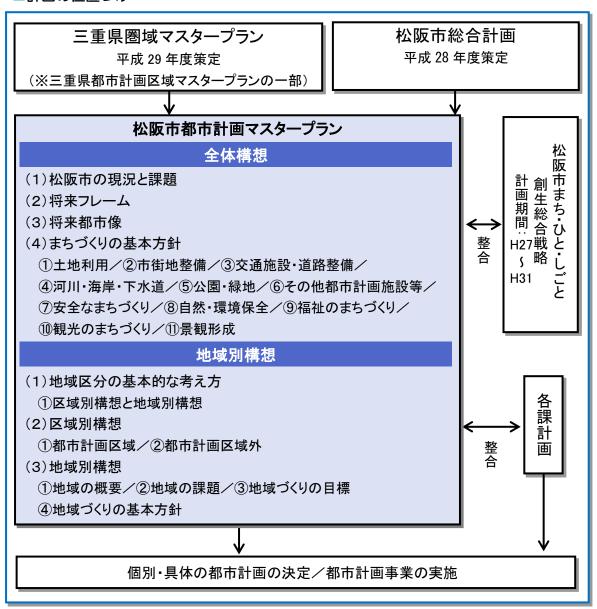
序-3 松阪市都市計画マスタープランの位置づけ

本プランは、松阪市自らが定める都市計画の方針であり、松阪市が定める都市計画は、 本プランに即するものである。

また、県が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(三重県都市計画区域マスタープラン)」、本市の最上位計画である「松阪市総合計画」に即したものとするほか、「松阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめとする、まちづくりに関わる各課計画との整合を図る。

地域別構想においては、適切なまとまりのある区域区分を設定する。また、地域主体のまちづくりを推進する観点から、32 地域の地域別構想は、平成 20 年 3 月策定の内容をベースとしながら、新たに組織化された「住民協議会」におけるまちづくりと整合を図るものとする。

■計画の位置づけ



序-4 松阪市都市計画マスタープランの役割

① 具体的な都市の将来像を示す

地域特性を踏まえ、市民の意見を反映させながら、都市及び地域レベルで将来のある べき姿やまちづくりの方針等を明示することによって、都市計画に対する理解を深め、 各種都市計画事業への協力・参加を容易にする。

② 個別の都市計画の調整を図る

本プランに定める将来像に基づき、土地利用、都市施設、市街地開発事業等の個別の 都市計画について、相互に整合性のある計画を推進する。

③ 都市計画の決定・変更の指針となる

本プランは、都市計画決定・変更の根拠となるものであり、本プランによって示された将来像は、都市計画が決定・変更されるべき方向を示し誘導する指針としての役割を担う。

④ 都市整備の方向性を示す

本プランは、上記の個別の都市計画の調整、決定・変更を踏まえ、将来像を具体化していくための都市整備の方向性を示す方針としての役割を担う。

序-5 計画目標年次•対象区域

(1)計画目標年次

本プランの計画目標年次は、2025(平成37)年とする。

(2) 対象区域

本プランの対象区域は、松阪市全域とする。